（この様式は経済産業省が作成したものであり、最終仕向国の買主又は荷受人が記入するものである。) 様式３

（※最終需要者が確定していない場合に用いる。）

日本の輸出者名

最終用途誓約書

（経済産業省への提示を目的とするもの）

**第１節：関係者**

(a) 輸出者名

(b) 買主名

(c) 買主の住所

(d) 荷受人名

(e) 荷受人の住所

(f) 販売業者の名前

(g) 販売業者の住所

(h) 貨物等の保管場所（(g)と異なる場合）

**第２節：貨物等（貨物、ソフトウェア、技術）**

(a) 貨物等の説明（例：製造者名 ／ 型，等級，種類，シリアルナンバー） 　　　　　　　　　　　　　　　 (b) 数量／重量

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　/

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　/

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　/

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　/

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　/

 (c) 契約番号 ／ 契約のサイン日 /

**第３節：誓約事項**

(a) 第２節で示した貨物等は第１節で指定した場所で厳重に保管します。

(b) 上記の貨物等及び／又はその複製は、大量破壊兵器の設計、製造及び／又は使用、すなわち、核兵器、化学兵器、生物兵器及びミサイルなどの大量破壊兵器の運搬システム又は核爆発活動又はＩＡＥＡ保障措置が適用されない核燃料サイクル活動・重水製造には使用しません。また貨物等の使用は民生用途に限ります。

(c) 上記の貨物等は (最終仕向国)にとどまります／で費消されます。

(d) 🞎 我々（私）は、上記の貨物等を経済産業省から義務を課された (日本の輸出者名)の事前同意なく所有権・使用権を国内の第三者に移転しません。

🞎 第２節で示した貨物等は にのみ販売され、

 に使用されます。

(e) 我々（私）は、上記の貨物等を再輸出しません。なお、やむを得ず当該貨物等を再輸出する場合、(d)で示した輸出者の書面による事前同意を得ます。

(f) （上記の貨物等が技術を含む場合－🞎はい), 当該技術を対外秘のものとして厳格に取扱います。

(g) 追加的な誓約事項等：

(h) 上記の貨物等の所有権・使用権は、第三者が経済産業省の規定する誓約事項を受け入れる場合であって当該第三者が民生の事業活動を行っている場合にのみ、当該第三者／社に移転されるものとします。

(i) 🞎 我々（私）は経済産業省からの「最終用途誓約書に係る注意事項」の内容を説明され、確かに理解しました。

会社／組織の代表者又は権限委任された者の署名

会社／組織名、（ブロック体で）署名者の名前及び肩書き

日付

（注：別紙を使用する必要がある場合、それぞれにこの様式の署名者と同じ者の署名を行うこと）